

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

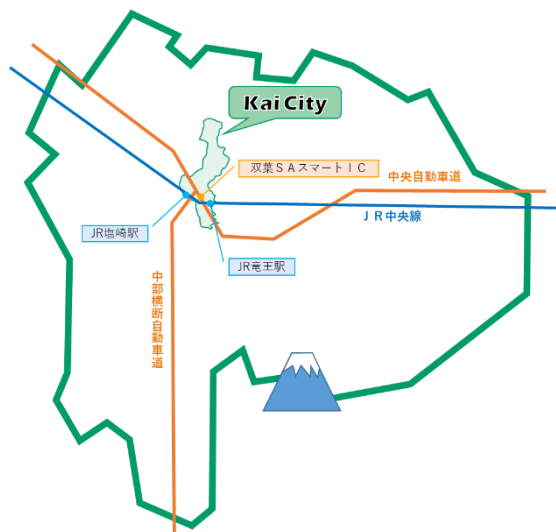
I 現状

※地域の概要・立地

甲斐市（以下、当市）は、平成16年9月1日に竜王町・敷島町・双葉町による3町合併にて誕生している。当市は山梨県北西部に位置し、南北に細長い地形であり、南エリア（住宅地と農地混在の平坦な市街）・北部エリア（昇仙峡などの景勝地・森林資源・自然景観区域）と大きく区分でき、総面積71.95km²山梨県の約1.6%を占めている。

令和4年2月1日現在の当市の人口は76,141人である（住民基本台帳）。当市の人口は、昭和46（1971）年に山梨県都市計画が策定（旧竜王地区と旧敷島地区は新都市計画の適用地域となり、面積の約62%が市街化区域）されたことで、甲府市へ通勤する住宅地として増加した。平成21（2009）年に74,265人に達した以後、一時人口は微減傾向となったが、現在では微増傾向が続いている。

また産業分類に関しては、卸小売業22%・宿泊飲食13%・建設13%・製造10%・不動産10%・生活関連サービス9%・医療6%・他17%となっている。また、当市までのアクセス方法は、JR中央線竜王駅や塩崎駅、そして中央道甲府昭和ICと高速バス等の公共交通、さらに令和3年8月には中部横断自動車道が全面開通（山梨県～静岡県間）し、双葉ICが山梨・静岡・長野・東京のクロスポイントとなることで、当市の今後の産業等活性化に期待がもたれている。



(1) 地域の災害リスク

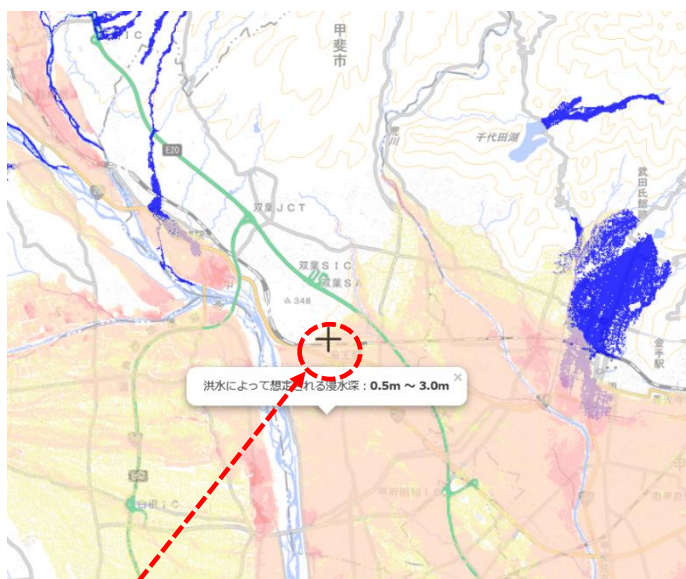
(洪水：ハザードマップ)

当市南西部を流れる釜無川が氾濫した場合、甲斐市商工会（以下、当会）及び当市役所が立地する竜王地区のほぼ全域と、双葉地区の釜無川周辺において、0.5～10.0mの浸水が想定されており、小規模事業者への支援機能の維持が危惧される。また敷島地区及び竜王地区の一部については、荒川及び貢川の浸水想定区域に含まれており、市街地の幅広い範囲において0.5～3.0mの浸水が想定されている。

国土交通省運営

「ハザードマップポータルサイト」

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

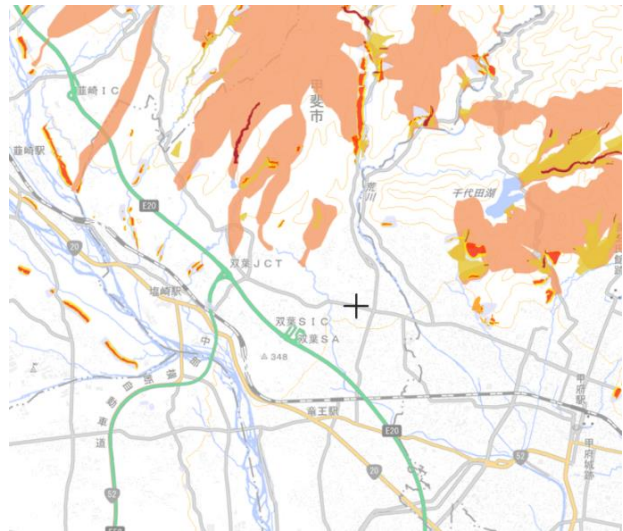


当会／当市役所が位置する竜王地区（篠原）

(土砂災害：ハザードマップ)

当市内において、山間部である敷島北部地区（睦沢・清川・吉沢地区）及び双葉地区の一部を中心に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域合わせて138箇所（急傾斜地の崩壊89箇所、土石流49箇所）が指定（令和3年2月1日現在）されており、指定外の区域でも地震、大雨時に被害が発生すると思われる危険区域があるため、充分な警戒が必要である。

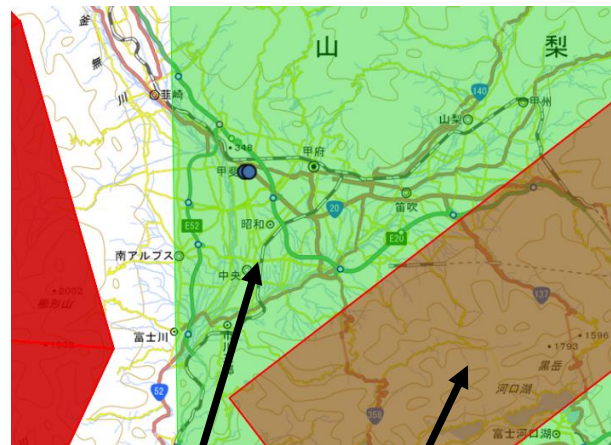
国土交通省運営
「ハザードマップポータルサイト」
<https://disaportal.gsi.go.jp/>



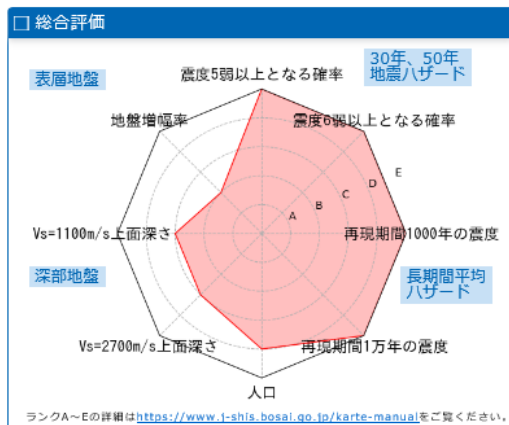
(地震：J-SHIS)

当市周辺に分布する、糸魚川—静岡構造線断層帯や曾根丘陵断層帯による地震のほか、南海トラフ地震等によって、当市内でも大きな揺れが予想されている。防災科研のJ-SHISによると、南海トラフの巨大地震が発生した場合、市南部で震度6弱、北部では震度5強の揺れが想定されている。また、糸魚川—静岡構造線断層帯南部が震源となる地震が発生した場合、市南西部の釜無川沿いでは震度6強が、市中心の広い範囲では震度6弱が、また北部の山間部で震度5強の揺れが想定されている。

防災科研 J-SHIS
地震ハザードステーション
<https://www.j-shis.bosai.go.jp/>



緑色枠 海溝型地震発生領域
赤色箇所 主要活断層帯



□ 30年、50年地震ハザード			
超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5弱	90.8
		震度5強	68.1
		震度6弱	37.5
		震度6強	8.3
震度の値 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	3%	6強
		6%	6強
		2%	6強
	50年	5%	6強
		10%	6強
		39%	6弱
地表の最大速度の値[cm/s] 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	30年	3%	107.1
		6%	91.8
		2%	120.8
	50年	5%	101.1
		10%	85.6
		39%	49.4

(感染症)

大部分の人が免疫を持っていない新型インフルエンザは、爆発的に感染拡大する可能性があり、長期化すると考えられるが、不確実性が高く、事業継続への影響予測が困難である。また、新型コロナウイルス感染症のように未だワクチン接種等の予防策が不十分で、有効な治療方法が開発されていない段階にある感染症が、全国的かつ急速にまん延することで、本市においても企業活動だけでなく、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他：猛暑／積雪)

- ・内陸に位置している影響もあり、夏は猛暑日になることが多い。
- ・平成26年2月に発生した大雪では、1mを超える積雪を観測し、交通網が途絶したが、ここ数年は除雪が必要なほどの降雪は無い。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 2,257人(令和3年11月30日現在)
- ・小規模事業者数 2,052人(令和3年11月30日現在)

【商工会基幹システム引用】

【地区別内訳】

支部	地区	商工業者数	小規模事業者数
①竜王	竜王	123	114
	竜王新町	103	95
	名取	52	49
	富竹新田	232	209
	篠原	230	216
	万才	81	75
	西八幡	288	268
	玉川	122	116
小計		1,231	1,142

②敷島	清川	13	11
	睦沢	21	21
	吉沢	8	7
	牛匂	10	5
	境	15	14
	上町	58	54
	堅町	6	6
	天狗沢	14	14
	大柴	25	22
	西町	82	73
	町屋	25	21
	仲町	9	7
	東町西	6	6
	東町仲	19	17
	東町東	46	44
	宮地	11	11
	川辺町	5	5
	新町	37	36
	大下条	98	83
	長塚	103	101
敷島台	9	9	
小計		620	567

支部	地区	商工業者数	小規模事業者数
③双葉	希望ヶ丘	34	31
	滝坂	7	7
	大屋敷	26	23
	仲宿	42	29
	堅町	49	44
	団子	30	26
	高原団地	10	10
	新田	7	6
	菖蒲沢	5	5
	下今井	72	59
	富士見台	1	1
	バイパス	5	3
	新町	14	11
	旭台	9	2
	志田	26	21
	山本	2	2
	つくし野	7	6
宇津谷	50	47	
金剛地	6	6	
滝沢	2	2	
駒沢	2	2	
小計		406	343

支部	商工業者数	小規模事業者数
①竜王	1,231	1,142
②敷島	620	567
③双葉	406	343
合計	2,257	2,052

【業種別内訳】

業種大分類	商工業者数	小規模事業者数	備 考
農業，林業	15	13	主に旧敷島町・旧双葉町における山間部に分布
鉱業，採石業，砂利採取業	1	1	旧竜王町のみ分布
建設業	615	608	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
製造業	248	224	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
電気・ガス・熱供給・水道業	12	12	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
情報通信業	13	11	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
運輸業，郵便業	37	31	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
卸売業，小売業	412	328	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
金融業，保険業	13	9	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
不動産業，物品賃貸業	121	120	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
学術研究，専門・技術サービス業	102	97	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
宿泊業，飲食サービス業	230	202	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
生活関連サービス業，娯楽業	221	206	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
教育，学習支援業	23	21	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
医療，福祉	75	68	市内全域（旧竜王町・旧敷島町・旧双葉町）に分布
複合サービス事業	1	1	旧竜王町のみ分布
サービス業（他に分類されないもの）	118	100	
合 計	2,257	2,052	

（3）これまでの取組み

1）甲斐市の取組み

（甲斐市地域防災計画の策定）

当市防災会議では、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき「甲斐市地域防災計画」を策定している。本計画は、当市、県及び防災関係機関の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を定め、住民の生命、身体及び財産の安全と保護を図ることを目的としている。

（甲斐市業務継続計画（BCP）の策定）

大規模地震災害が発生した場合において、災害対策の拠点となる当市役所の機能低下を最小限にとどめながら、市民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するため、「甲斐市業務継続計画（BCP）」を平成 29 年度に策定した。本計画は、災害時に優先的に取り組むべき重要業務を「非常時優先業務」として予め抽出・特定するとともに、市役所自体も被災により制約を受ける状況下において、限られた資源を効果的、効率的に投入し、非常時優先業務がより高い水準で継続的に実施できるようにすることを目的とするものである。

（甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画等の策定）

新型インフルエンザウイルス感染症対策として、国の感染症法の改正、政府のガイドラインの公表等を踏まえて、平成 29 年 3 月に「甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。また、新型コロナウイルス感染症については、日本国内で令和 2 年 1 月 16 日に初めて感染者が確認されて以降、感染拡大が続いていることを受け、市内における新型コロナウイルス感染症の拡大を最小限に抑え、市民の安心と健康を守るための対応として、甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画を準用しつつ、「甲斐市新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を令和 3 年 1 月に策定した。

(総合防災訓練の実施)

年1回、住民参加型の総合防災訓練を実施している。東海地震による災害を想定し、災害対策本部運営訓練、市民避難訓練、避難所開設運営訓練、応急救護所開設運営訓練、安否確認・情報伝達訓練などを市、消防、自治会連合会などが参加し実施している。

(防災、感染症等対策備品の備蓄)

甲斐市地域防災計画に基づき備蓄計画を定めており、食料や毛布、簡易トイレに加え、粉ミルク、哺乳瓶、生理用品、トイレットペーパー等の生活必需品を備蓄している。なお、食物アレルギーを有する者への対応も考慮している。また人員や物資、機材等を調達できるよう、業界団体、大型店舗、企業等と災害協定を締結し、災害時に必要な物資を調達可能としている。

2) 甲斐市商工会の取組み

(事業者BCPに関する国の施策の周知)

小規模事業者のBCP策定の有無は取引先への信頼関係に繋がり、会社経営・従業員の雇用維持・企業価値を高める武器でもあることを認識・理解して頂くため、当会では小規模企業者に対し、「BCP策定シート」「山梨県版BCP策定マニュアル」などを用い、さらに専門家を活用し、BCP策定に向けた支援を行ってきた。昨今では新型コロナウイルス感染症への対策が求められることから、「感染症対策マニュアル作成の手引き」を取り入れるとともに、当会ホームページやSNS、広報誌「商工会だより」を活用し、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。

(事業者BCP策定セミナーの受講促進)

当会では平成24年度より小規模事業者を対象にしたセミナーを開催してきた。中小企業診断士を講師に招き、「BCP作成手引き」を使用し、「BCP策定シート」を作成するカリキュラムとして進めている。しかしながら参加者レベル、各々がが於かれている状況（緊急度合など）も異なることから、併せて職員や専門家の活用によりフォローアップも行っている。

(損害保険会社と連携した損害保険への加入促進)

各損害保険会社と全国商工会連合会が業務提携し運営している「中小企業PL保険制度」、「ビジネス総合保険制度」「全国商工会情報漏えい保険」「業務災害補償プラン」「商工会の休業補償制度」を、山梨県商工会連合会と連携し、リスク対策保険の普及・加入促進を図っている。

(防災備蓄品)

発電機・簡易テント・ブルーシート・懐中電灯・ガスコンロ・窯・ライター・ゴミ袋・携帯ラジオ予備電池・拡声器・工具・ハシゴ・軍手・スコップ・ポリバケツ・タオル等を備蓄している。

II 課題（当会／当市）

- ①自然災害等における緊急時の情報提供や情報収集を行うためには、当会・当市および管内各関係機関による連携体制確立やマニュアル化が不可欠となるが、現状では具体的な連携体制やマニュアル化もされていない。
- ②小規模事業者にBCPの重要性・必要性が十分に伝わっておらず、また理解している経営者であっても利益確保が優先され、BCP策定が疎かにされている割合が高く、また感染症対策も、従業員が個人レベルでの予防は行うが、会社としての対策・ルール化を行っている小規模事業者は少ないと推測している。
- ③BCPを策定した小規模事業者であっても、訓練を実践形式で行っている事業者は少なく、このままでは災害時発生時における経営活動の早期復旧は厳しいと考えられる。
- ④支援拠点（当会）が罹災した際の、小規模事業者への支援体制が確立されていない。
*当市役所については敷島地区への支援拠点の移設が決まっている。
- ⑤当会内にBCPが策定されていない。（注：R3年度内に完成予定）

Ⅲ 目標（商工会／甲斐市）

大規模自然災害等による企業の経営活動への影響を最小限に抑え、管内経済活動の早期復旧の実現を目的に、当会と当市は一体で、事業継続力強化支援計画（以下、本計画）に基づき、以下のとおり行動する。またウイルス感染症対策についても、拡大防止措置が迅速に行えるよう、組織内体制、関係機関との連携体制を構築する。

課題①に対する

目標 1 被害把握と報告ルート確立

大規模自然災害およびウイルス感染拡大等の非常時での、連絡体制・情報共有を円滑に行うべく、当会と当市との間の被害情報報告ルートの構築とマニュアル化に取り組む。

目標 2 復旧支援策を迅速に行える管内関係機関との連携体制の確立

非常時後の復興支援策が迅速に行えるよう、さらに感染症発生時においても、感染拡大の防止措置を早期に行えるよう、組織内体制の確立と、管内関係機関（金融機関を含む）との連携体制の構築とマニュアル化に取り組む。

課題②に対する

目標 1 BCPの重要性の発信と策定促進

災害が小規模事業者に対して甚大な経営リスクを与えることを認識させ、事前対策の必要性を訴えるべく、当会および当市の情報発信ツール（ホームページ・SNS・広報誌）を活用すると共に、職員や専門家、損保会社等と連携した個別支援体制を確立し、小規模事業者のBCP策定支援を促進する。

目標 2 BCP対策の啓発とリスクファイナンス活用

巡回や窓口相談時に、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入状況を確認すると共に、未加入の場合には共済・保険制度への加入や、保険会社と連携した保険相談会等に繋げる。

（対象共済・保険制度）

火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償
休業対応応援共済、会員福祉共済、商工貯蓄共済、自動車共済、他

課題③に対する目標

専門家と共に実践を想定した小規模事業者への訓練実施の支援を行うと共に、策定したBCPの検証ならびに改善支援を行う。さらに当会広報誌（商工会だより）に、管内小規模事業者に対して、BCP策定や訓練実施、BCP検証や改善のPDCAサイクルの重要性を掲載し周知する。

課題④に対する目標

当会が位置する竜王地区（篠原）が罹災することを想定し、小規模事業者への事業継続支援を目的に、災害時における新たな支援拠点選定と整備に取り組む。

課題⑤に対する目標

令和3年度中に当会BCPを策定すると共に、各年度1回以上の訓練を実施する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

「本計画」と「甲斐市地域防災計画」及び「甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画」・「甲斐市新型コロナウイルス感染症対策行動計画」の整合を図り、多発する自然災害や事故・病気・感染症などの発生時に、混乱なく応急対策等に取り組めるよう、日々の様々な経営リスクから小規模事業者を守り、事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知（BCP策定の重要性の説明）

・職員による巡回・窓口での経営指導の際に、BCP策定の重要性を理解して頂くため、東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）が提供するハザード情報等を用い、事業所の立地する場所の自然災害等リスクを伝えると共に、実効性のある取組みの策定・効果的な訓練、そしてリスクファイナンス（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや当市施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。

・当会広報誌（商工会だより）やSNS、市広報、ホームページ等において、国施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・日々状況が変化する新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策（マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITテレワーク環境を整備するための情報）など、今後の感染症対策に繋がる情報を提供し支援する。

2) 商工会自身の事業継続計画（BCP）の作成

(令和4年3月までに作成)

3) 関係団体等との連携

・当会は当市商工観光課と連携を図るとともに、必要に応じ以下の関係団体と、災害支援に関する情報交換や、普及啓発活動を行う。

<各団体>

警察署／消防署／消防団／医療関係者／電気水道企業／重機保有企業／ドローン保有企業／食品取扱企業／アプリ開発企業／保険会社・金融機関等

・連携する山梨県火災共済協同組合、東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）と協働し、小規模事業者のBCP策定や、リスクファイナンス対策（生命保険、傷害保険、感染症特約付き休業補償、ピンポイントハザードマップなど）の必要性を周知し、必要に応じて啓発セミナーを開催する。

・災害時における小規模事業者への支援を維持するため、当会は支援拠点確保に向け、管内諸団体および企業等との事前協議を行う。

・保険会社と連携して、被害額の算定方法についてアドバイスを受ける。

4) フォローアップ

・管内小規模事業者に対して、BCPの取組み状況を調査するアンケートを適宜実施し、進捗状況や進まない理由、課題分析等を行うと共に、当会職員と専門家の連携による伴走型の個別支援や、セミナーを実施し、小規模事業者のBCP策定を加速させる。

・前述のアンケート調査結果ならびに、当会職員による巡回・窓口相談にて得た情報を、当会と当市で行われている情報交換会で報告し、管内小規模事業者が必要とする支援メニュー・実施体制・災害時における支援行動について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・災害の種類（地震：震度5弱クラス／水害／雪害／感染症など）や、災害発生時期（季節／時間）、さらには被害レベル等を想定し、当市との連携ルートの確認等を行う。
（訓練および備蓄確認は必要に応じて実施する）

〈2. 発災後の対策〉

・自然災害等による発災時には人命救助を第一とし、出勤可能な職員を担保した上で、以下の手段により地区内被害状況の把握・応急対応の方針決定・関係機関への連絡・被災した小規模事業者を支援する。

1) 応急対策の実施可否の確認

（安否確認の際の収集情報内容）

<p>【当会】 ※(発災後2時間以内) SNS等を利用し確認</p> <p>(1) 職員本人および家族の安否・自宅等の被災状況 (2) 出勤できる状態かどうか (3) 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況 (4) 来会予定者および予定事業の有無 (5) その他（できるだけ多く情報を収集する）</p>	<p>【当市】 ※(発災後30分以内) SNS等を利用し確認</p> <p>(1) 職員本人および家族の安否・自宅等の被災状況 (2) 出勤できる状態かどうか</p> <p>※(発災後2時間以内) (3) 担当部署に出勤</p>
--	--

（感染者発生後）

職員の体調確認、事業所消毒、職員のうち手洗いの徹底を行い、また感染症の流行を確認した際は、甲斐市感染症対策本部の方針の下、当会・当市の感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を、次の判断基準で決める。

【判断基準：被害規模目安と応急対応内容】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【情報共有の頻度】

・本計画により、当会と当市は以下の間隔（発災後を基準とし）で被害情報等を共有する。

①発災後～3週間	1日に1回共有する
②4週間～2ヶ月	3日に1回共有する
③2ヶ月以降	1週間に1回共有する

但し、状況に変化により、共有すべき事項が生じた際は、その都度行う。

・当市で策定した「甲斐市新型インフルエンザ等対策行動計画」等を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行う。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

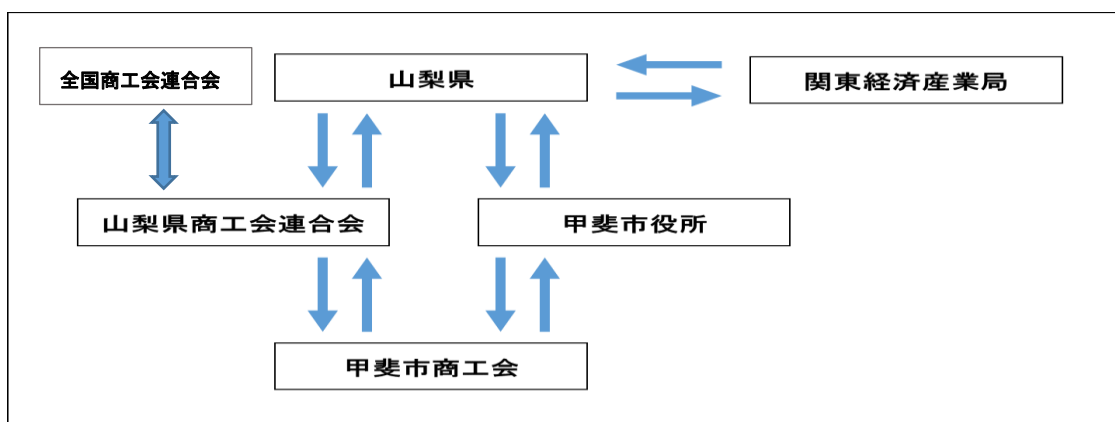
・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用し、当会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。さらに備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSVに出力した情報を当市と共有し、山梨県の指定する方法にて迅速に報告する。

・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて、山梨県へ報告する。

【商工会災害システム把握及び入力項目】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者・家族・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・社長自宅(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・商品・機械・器具備品・車両
被害額(円)	・被害状況の確認方法、被害額の算定方法については、予め確認しておく
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

【被害状況の報告体制】



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

①相談窓口の開設

当会は当市と協議のうえ、安全性が確認された場所にて相談窓口を開設する。また感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。(国や山梨県から特別要請を受けた場合は、これに従うものとする。)

②地区内小規模事業者の被害状況の確認

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に携帯電話・メール
		大まかな被害の確認調査 (職員 参集可否・居住地周辺 被害状況)	役職員や被災区域の事業者を中心として 携帯電話等による聞き取り
2	3日以降 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・店舗被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	8日以降 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

③被災事業者施策の周知

地区内小規模事業者等に対し、応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市等)を届けるため、ホームページとSNSの活用、さらに安全確保が確認された際の職員巡回、そして情報提供の徹底を図るべく、広報誌への掲載および説明会を必要に応じ行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

・山梨県の方針に従って復旧・復興支援方針を決め、復興支援施策の情報収集を行い、被災小規模事業者に対し支援する。

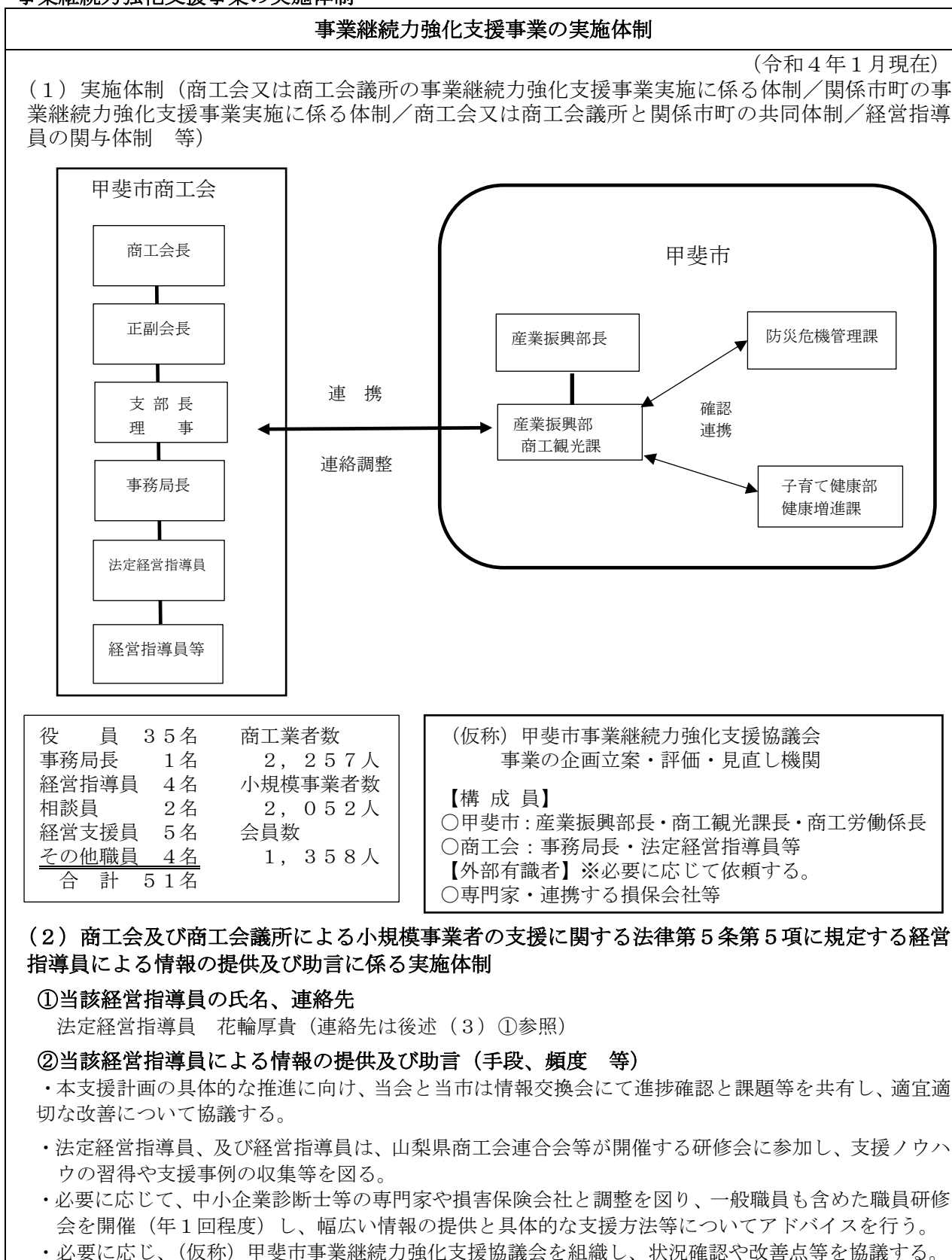
・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

甲斐市商工会

〒400-0115 山梨県甲斐市篠原 2710-1

TEL : 055-276-2385 FAX : 055-279-0187

E-mail : kai@shokokai-yamanashi.or.jp

②関係市町村

甲斐市役所 産業振興部 商工観光課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

TEL : 055-278-1708 FAX : 055-276-7214

E-mail : shoukou@kai.city.yamanashi.jp

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
※資料印刷費 ・ヒアリングシート ・作成シート ・リスクチェックシート	50	50	50	50	50
※周知費 (広報誌)	100	100	100	100	100
※BCP作成支援 ・専門家派遣 ・セミナー開催	300	300	300	300	300
環境整備費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入／甲斐市補助金／県補助金／事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①山梨県商工会連合会 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階 ②山梨県火災共済協同組合 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37 ③東京海上日動火災保険株式会社 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28 甲府東京海上日動ビル3階 ④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル3階
連携して実施する事業の内容
①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。 ②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。 ③その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。
連携して事業を実施する者の役割
自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入状況を確認し、また有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。 【自然災害・感染症リスクに係る具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供 ・当会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 ・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣 ・災害・労務リスク対策ツールの提供等 また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。
連携体制図等
<pre> graph TD A[管内小規模事業者] <--> 相談 B[甲斐市商工会] B <--> 支援 A B <--> 連携 C[山梨県商工会連合会] D[東京海上日動火災(株)] -- 情報提供 --> B E[あいおいニッセイ同和損保(株)] -- 情報提供 --> B F[山梨県火災共済協同組合] -- 情報提供 --> B </pre>